



神奈川県労働局発表
平成26年1月24日

照 会 先	<照会先> 神奈川県労働局労働基準部監督課長 池内 伸好 同 主任監察監督官 古屋 強 TEL : 045-211-7351
	神奈川県労働局労働基準部安全課長 梅津 克己 TEL : 045-211-7352

～ 神奈川県労働局が埼玉・千葉・東京労働局 と合同で建設現場を一斉監督 ～

神奈川県労働局（局長 久保村 日出男）管下の12労働基準監督署では、平成25年12月に、首都圏の埼玉・千葉・東京労働局（当局を併せて、以下「4局」といいます。）と合同で、県下207の建設現場に対して集中的に監督指導を実施しました。平成24年の4局管内の休業4日以上之死傷災害の被災者数は、前年比約800人の増加となっており、この増加数が全国での増加数の約半数を占めています。

神奈川県労働局においても、平成24年の休業4日以上之被災者数は6,578人と前年より297人増となっており、より一層の労働災害防止の取組みが必要であることから、今般、全産業中死亡者数が最も多い建設業における労働災害防止を図るため、4局合同で建設現場一斉監督を実施し、当局における結果を以下のとおり取りまとめました。

<神奈川県労働局合同建設現場一斉監督 監督指導実施結果 概要>

1. 対象 神奈川県労働局管内の建設工事現場 207現場
2. 期間 平成25年12月2日～12月20日
3. 実施結果 ※詳細は、別紙参照
 - ・ 監督指導を実施した207現場のうち半数近くの現場（99現場、47.8%）に労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導した。
 - ・ 元請事業者の安全衛生管理面に関する法違反が76現場（36.7%）、および重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が54現場（26.1%）で認められ、作業停止等の行政処分を含め是正を指導した。これらの事項の違反現場数は、4局いずれにおいても、ワースト1・2に入っている。

1 監督指導実施状況 <表1>

- (1) 神奈川労働局管内 207 現場に対して監督指導を実施
 神奈川労働局管下の 12 労働基準監督署において、建築工事現場が 142 現場、土木工事現場が 23 現場、設備工事等のその他の工事が 22 現場、解体工事現場が 20 現場計 207 現場に対して、監督指導を実施した。
- (2) 207 現場の 47.8%に労働安全衛生法違反
 監督指導を実施した 207 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は 99 現場（47.8%）であった。
- (3) 12 現場に対して作業停止等の命令書を交付
 法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた 12 現場（法令違反が認められた現場の 12.1%）に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。

<表1> 現場の種類別監督指導件数及び措置状況

神奈川労働局

	建築工事	土木工事	その他の工事	解体工事	合計
監督現場数	142	23	22	20	207
監督事業場数	261	33	29	28	351

措置状況		元請	下請	元請	下請	元請	下請	元請	下請	元請	下請
		請	(119社)	請	(10社)	請	(7社)	請	(8社)	請	(144社)
法違反	現場数	72(50.7%)		10(43.5%)		9(40.9%)		8(40.0%)		99(47.8%)	
	事業場数	67	93	9	8	8	6	7	5	91	112
うち使用停止命令等	現場数	12(16.7%)		0(0.0%)		0(0.0%)		0(0.0%)		12(12.1%)	
	事業場数	12	17	0	0	0	0	0	0	12	17
指導票	現場数	52		13		6		8		79	
	事業場数	44	37	10	5	6	2	7	5	67	49

2 違反状況<表2>

主な違反事項は、

①元請事業者の安全衛生管理面に関する違反が 76 現場

②足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が 54 現場

で認められた。

<表2> 現場の種類別法令違反事項別件数

神奈川労働局

項目	建築工事	土木工事	その他の工事	解体工事	合計
(1)安全衛生管理体制関連					
①安全衛生管理者・責任者					
②元方事業者等の講ずべき措置	58	6	7	5	76
③注文者の講ずべき措置					
④作業主任者の選任・職務					
(2)墜落の防止	46	4	1	3	54

①足場・作業床 ②架設通路 ③作業構台					
(3) 足場の構造(手すりは除く)	10	0	0	0	10
(4) 型枠支保工	14	0	0	0	14
(5) クレーン(玉掛け含む)等	2	3	0	0	5
(6) 建設機械等	2	2	0	1	5
(7) 木工機械	7	0	0	0	7
(8) 労働衛生 ①粉じん作業 ②酸欠作業、C○発生機械 ③有機溶剤作業	4	0	2	0	6
(9) その他	22	5	5	3	35
合 計	165	20	15	12	212

3 神奈川労働局独自の確認事項

- (1) 予定工期に対して30日以上遅れがあった14現場では法違反が7現場(50.0%)と全体の違反率より若干上回った。
- (2) 危険有害性の調査(注: リスクアセスメント(以下「RA」という。))の実施状況について、元請では178現場(86.0%)が実施、下請についてもRAを実施しているのは63現場(30.4%)であるが、RAの手法を用いて危険予知訓練(KYT)を行っている場合も含めると192現場(92.8%)であり元請ではほぼ浸透してきているが、下請ではRAの手法を用いたKYTにとどまっている傾向が浮かび上がった。
- (3) 平成21年に発出された厚生労働省安全衛生部長通達で示された「足場における、より安全な措置」を何らかの方法で実施しているところは39現場と、浸透状況は芳しくなかった。
- (4) 第12次労働災害防止計画の重点であるハーネス型安全帯の普及状況については、足場の組立解体や鉄骨や梁上では使用すると回答したのは58現場であり、一層の普及促進が望まれる。
- (5) 足場の組立解体や鉄骨上などの作業状況に応じ二丁掛け安全帯を使用していると回答した現場もあった。
- (6) 平成25年2月に策定された「警備業における労働災害防止のためのガイドライン」に示された警備計画を作成してあると回答した現場は約半数の100現場であった。警備員の配置位置が不適切な現場は少なかった。

4 神奈川労働局の今後の取組み

平成26年度は第12次労働災害防止計画の2年目の大事な時期に当たり、災害が多発している建設業においては、発生状況及び前述の分析結果に基づき、墜落・転落災害防止を始めとし、重機災害及び崩壊・倒壊災害防止を中心に各種取組みをより一層徹底する。

そのため、建設業労働災害防止協会神奈川支部などの関係団体や発注者、関係行政機関とも緊密な連携・協働を図りつつ労働災害防止対策を推進する。